

◆所得金額調整控除

給与所得控除及び公的年金等控除、基礎控除の見直しにより、一定金額以上の納税者の税負担が増えることになるため、下記の所得金額調整控除が創設されました

所得金額調整控除がある場合は、給与所得金額は所得金額調整控除を差し引いた額となります

＜要件及び控除額＞ 下記①、②のいずれかもしくは両方に該当する人
両方に該当する場合は、控除額はその合計金額となります

- ① その年中の給与等の収入金額が850万円を超え、
納税義務者、同一生計配偶者、もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、
又は23歳未満の扶養親族がいる場合

【控除額】	※ (給与収入 - 850万円) × 10%
-------	---------------------------

※給与収入が1,000万円を超える場合は給与収入を1,000万円として計算してください

- ② 給与所得と公的年金等の両方に所得があり、その合計額が10万円を超える場合

【控除額】	※ ※ (給与所得金額 + 公的年金等の雑所得金額) - 10万円
-------	--------------------------------------

※それぞれの所得額が10万円を超える場合は、それぞれ10万円として計算してください